全国労働衛生週間
実施要綱等について
令和６年９月１２日

中央労働基準監督署

安全衛生課

本日の内容

１．全国労働衛生週間実施要綱の概要説明
２．重点項目等の内容説明
　①過重労働による健康障害防止対策
　②メンタルヘルス対策
　③転倒災害の予防対策
　④腰痛災害の予防対策
　⑤化学物質による健康障害防止対策
　⑥石綿による健康障害防止対策
　⑦熱中症予防対策
　⑧「職場の健康診断実施強化月間」

実施要綱趣旨

- 昭和25年以来、今回で75回目
- 国民の労働衛生に関する意識高揚
- 職場の自主的な労働衛生管理活動を推進
- 労働者の健康確保を目的とする

現状と動向

	令和4年	令和5年	増減
業務上疾病発生状況	165,495	44,133	－ 121,362
（新型コロナウィルス除く）	9,506	10,496	＋ 990

→新型コロナウィルス感染症は減少傾向にあるが、
業務上疾病の増加傾向は止まらない

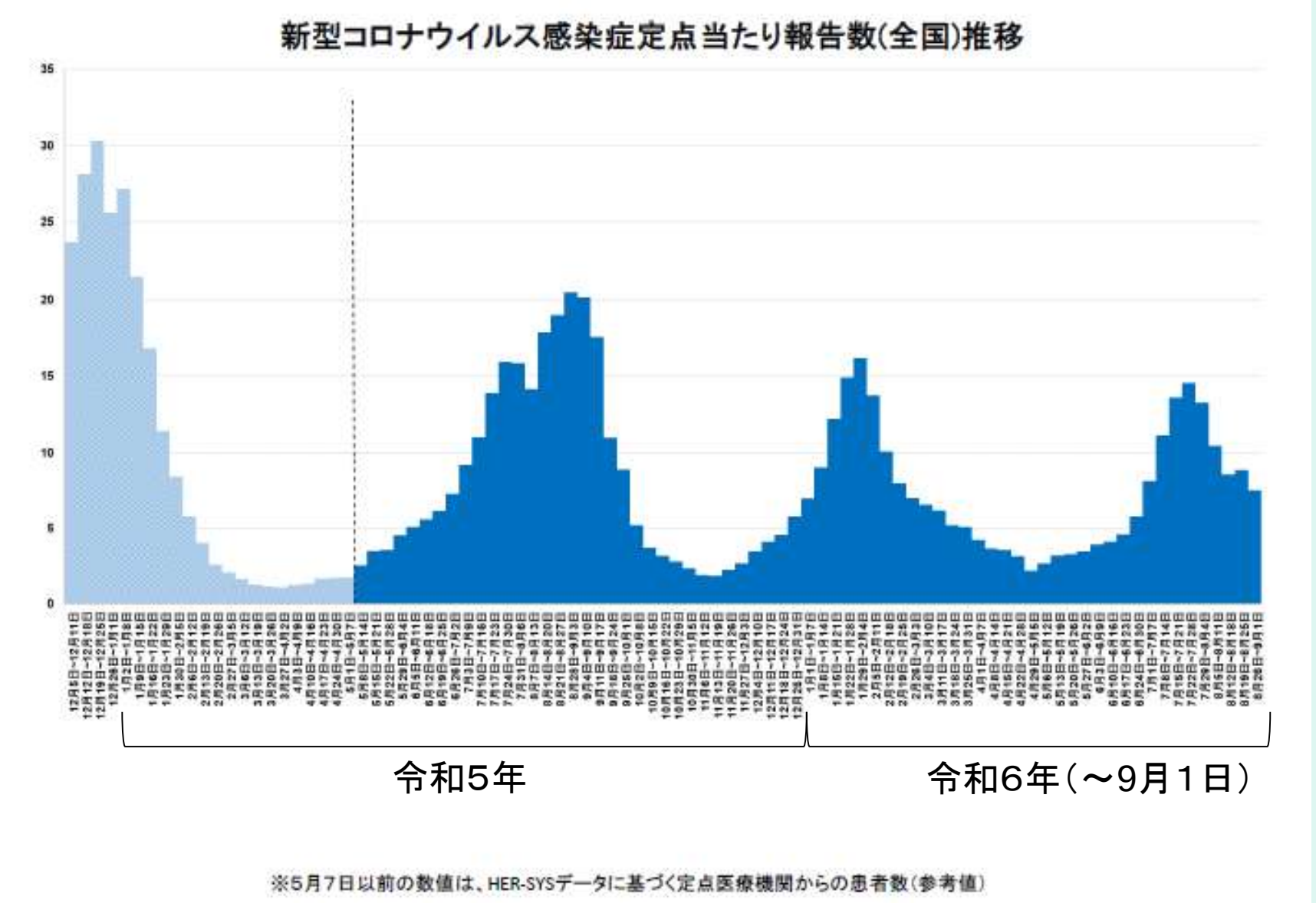

資料出所
厚生労働省　令和6年9月6日発表　新型コロナウイルス感染症（COVID 19）の発生状況について

令和6年度の全国労働衛生週間は

「推してます

みんな笑顔の　健康職場」

をスローガンとして展開いたします。

全国労働衛生週間：10月1日～7日

準備期間：9月1日～30日

全国労働衛生週間に実施する事項（実施者：各事業場）

- 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 労働衛生に関する講習会、見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間中に実施する事項

次ページからの重点事項をはじめとした

日常の労働衛生活動の総点検

を行いましょう

重点事項

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

その他

- 労働衛生３管理の推進等
  - 労働衛生管理活動の活性化
  - 作業環境管理の推進
  - 作業管理の推進
  - 職場の健康診断実施強化月間
  - 労働衛生教育の推進
  - 心とからだの健康づくり計画の実施
  - 快適な職場環境の形成の推進
  - 副業兼業労働者の健康確保対策

- 作業の特性に応じた事項
  - 粉じん障害防止対策の徹底
  - 電離放射線障害防止規則
  - 騒音障害防止対策の徹底
  - 振動障害防止対策の徹底
  - 情報機器作業における労働衛生管理対策の推進
  - 酸素欠乏症・一酸化炭素中毒防止に関する事項

- 東日本大震災の復旧工事における労働衛生対策推進

- 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

1．過重労働による健康障害防止対策

過労死等の労災補償状況（R5）

- 全国請求件数4,598件（前年度比1,112件増）
- 中央署請求件数　210件（前年度比38件増）

→中央署で全国の請求件数の約5%を占める

中央署における労災請求件数（年度別）

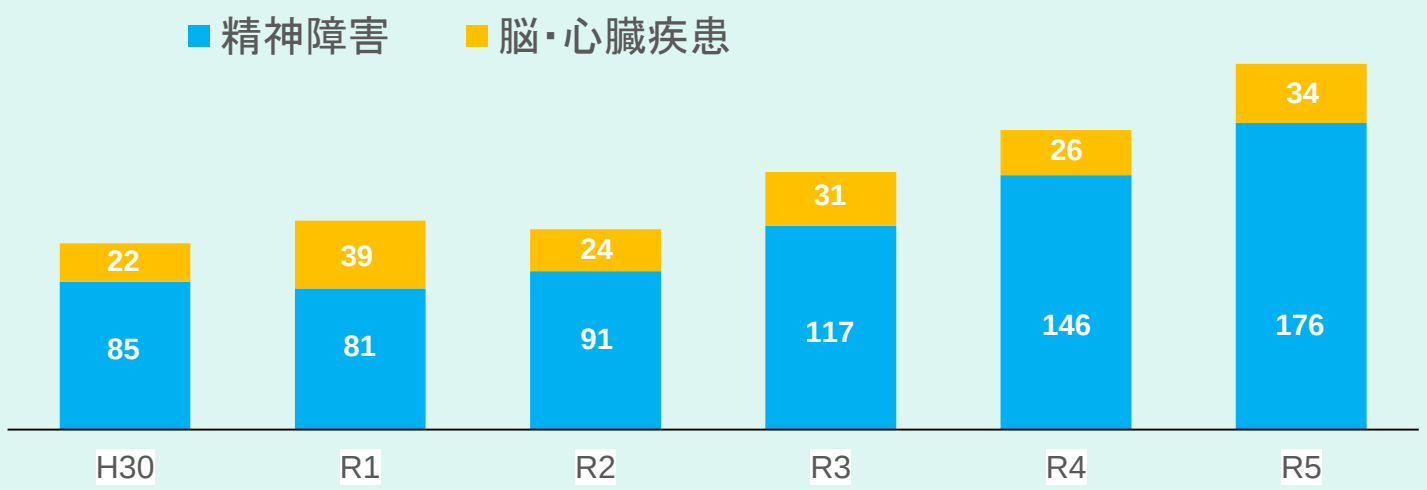

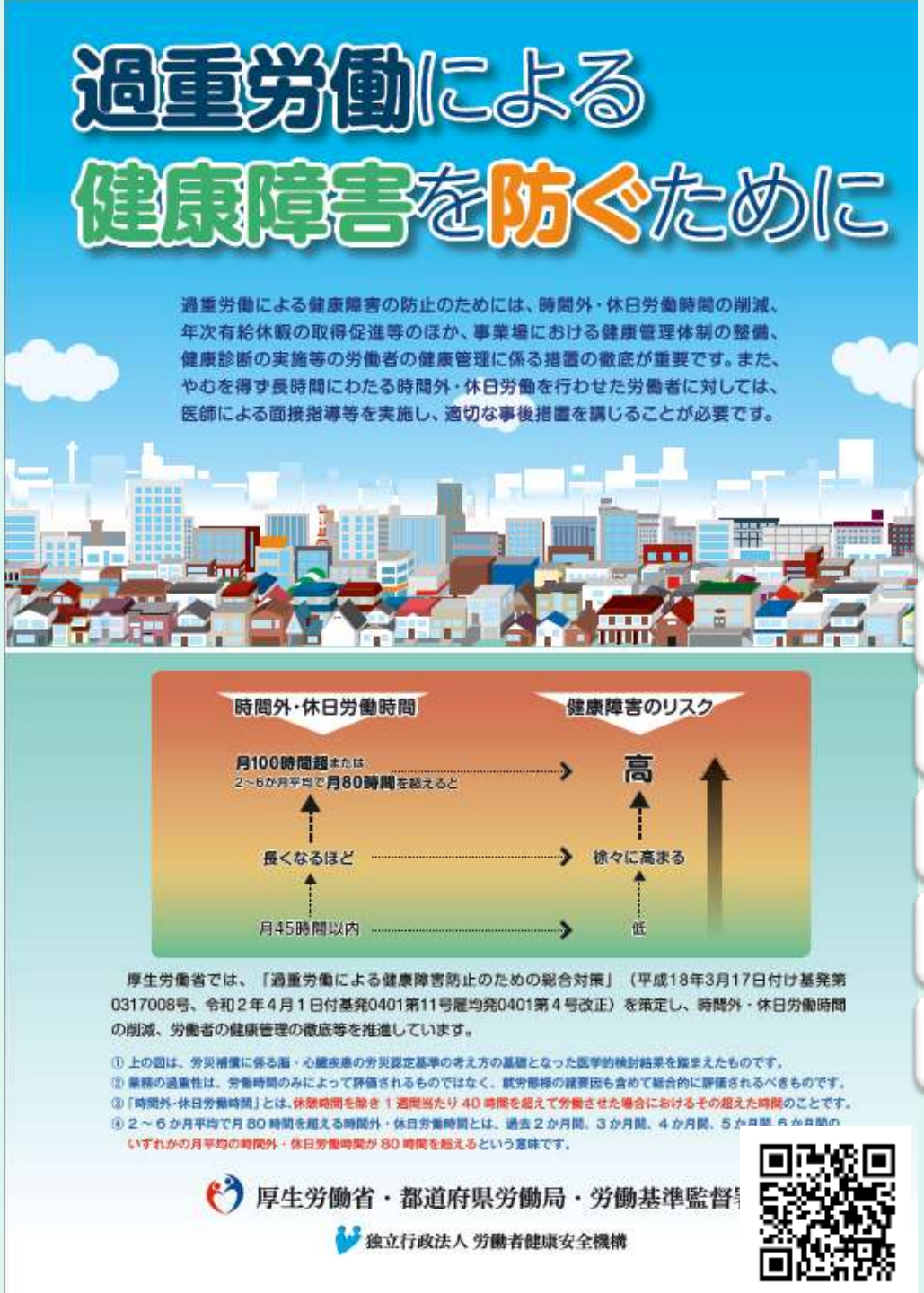

ポイント

- 時間外・休日労働の削減
- 健康管理体制の整備
- 医師による面接指導の実施
- 時間外・休日労働時間の算定・申し出の手続き
- 医師からの意見聴取・面接指導の結果の記録
- 事後措置の実施の際に留意すべき事項
- 事業場で定める必要な措置に係る基準の策定

①ワークライフバランスの推進

- 時間外・休日労働時間を削減しましょう
  ・・・36協定は限度時間等に適合したものに
  14次防アウトカム指標：週労働時間60時間以上5%以下
- 年次有給休暇の取得を促進しましょう
  ・・・年5日の年次有給休暇の取得が義務
  14次防アウトプット指標：取得率70%以上
- 労働時間等の設定の改善
  ・・・勤務間インターバル制度の導入等
  14次防アウトプット指標：導入企業15%以上

②労働時間の状況を適正に把握する

（安衛法第６６条の８の３）
（労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン）

【原則】

タイムカードによる記録、ICカード、パソコン等の電子計算機の使用時間の記録等客観的な方法等

【やむを得ず自己申告制の場合】

- 十分な説明
- 自己申告と客観的記録との間に著しい乖離がある場合は実態調査を行い、必要に応じて補正をする
- 適切な自己申告を阻害する措置を講じてはいけない

③長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底

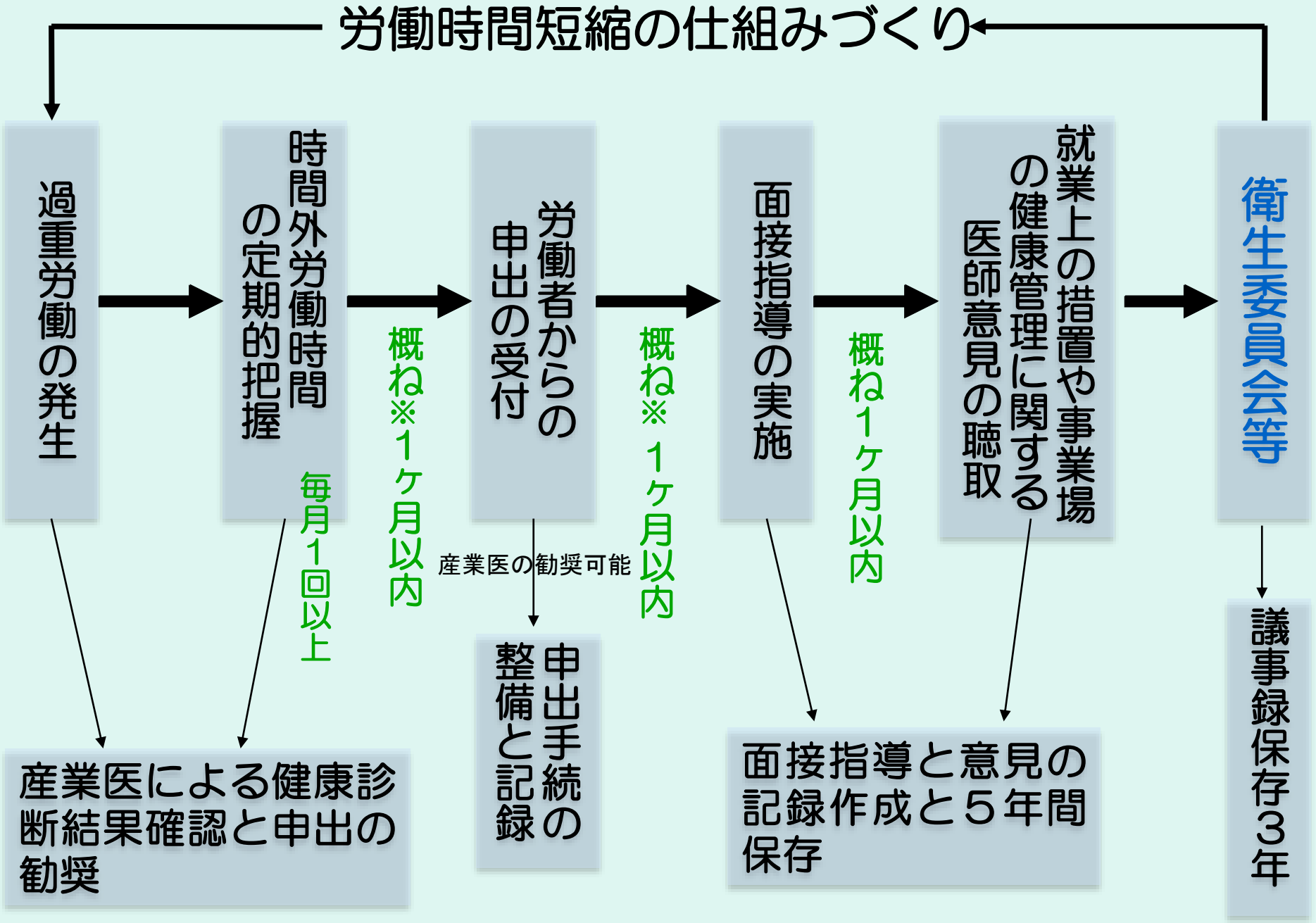

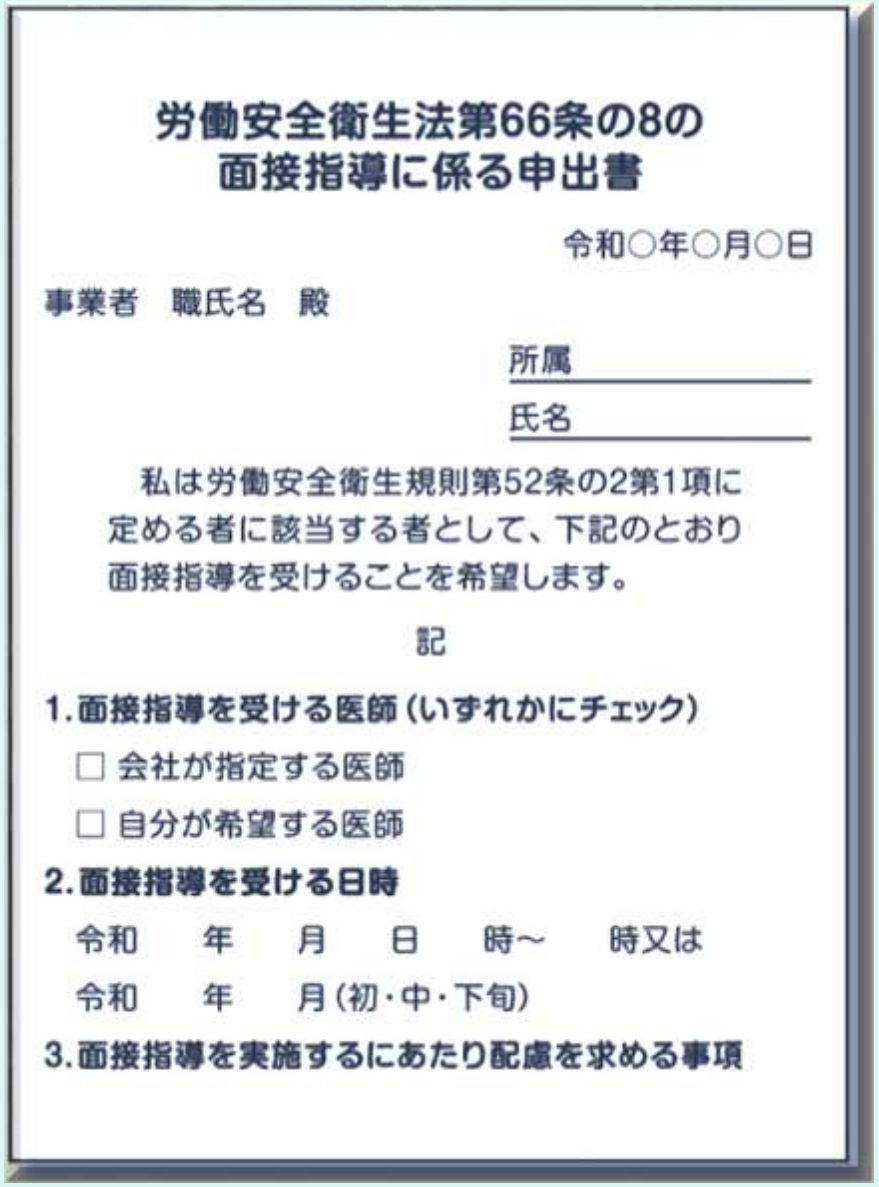

労働安全衛生法第66条の8の
面接指導に係る申出書

令和○年○月○日

事業者　職氏名　殿

所属

氏名

私は労働安全衛生規則第52条の2第1項に
定める者に該当する者として、下記のとおり
面接指導を受けることを希望します。

記

1.面接指導を受ける医師（いずれかにチェック）

□ 会社が指定する医師

□ 自分が希望する医師

2.面接指導を受ける日時

令和　　年　　月　　日　　時～　　時又は

令和　　年　　月（初・中・下旬）

3.面接指導を実施するにあたり配慮を求める事項

面接指導は、所定の時間外・休日労働時間数以上になった場合、疲労の蓄積があり、労働者の申し出があって実施されるものです。

しかしながら、労働者の申し出を勧奨すること、申し出やすい職場環境づくりも大切です。

ご覧のような「申出書」を使用するなど、工夫いただくとよいでしょう。

２．メンタルヘルス対策

- 令和５年度の精神障害の労災認定件数は全国で８８３件。
- ４つのメンタルヘルスケアの推進
- 心の健康づくり計画の策定
- 衛生委員会等における調査審議

～メンタルヘルス対策における職場復帰支援～

改訂 心の健康問題により休業した労働者の

職場復帰支援の手引き

厚生労働省　独立行政法人労働者健康安全

4つのケアの推進に関する教育

- セルフケア

  ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解

  ストレスへの気づき

  ストレスへの対処

  ・ストレスチェックによる客観的評価
  ・研修、教育による対処手法の習得

- ラインケア

  職場環境等の把握と改善

  労働者からの相談対応

  職場復帰における支援など

  集団分析の結果から
  面接指導の事後措置から

- 事業場内産業保健スタッフ等によるケア
- 事業場外資源によるケア

  スタッフに直接相談できる仕組み
  安心して相談を受けられる環境づくり

心の健康づくり計画で定めるべき内容

① 事業者による方針の表明

② 推進体制

③ 職場環境等の把握・改善

④ 教育研修の実施

⑤ 相談体制の整備

⑥ 健康情報の保護

⑦ 計画の実施状況の評価及び計画の見直し

心の健康づくりは、労働者自身がストレスに気づき、これに対処する（セルフケア）の必要性を認識することが重要ですが、職場に存在するストレス要因は、労働者自身の力だけでは取り除くことができないものもあり、事業場の実態に即した取り組みが必要です。そこで、労働者の心の健康づくりを推進していくためには、事業者によるメンタルヘルスケアの積極的推進が重要であり、労働の場における組織的かつ計画的な対策の実施は、大きな役割を果たします。

個人情報保護への配慮

盛込むべき項目

- 取扱う目的
  取扱方法
  （収集・保管・使用・加工・消去）
- 取扱う者の権限と健康情報の範囲
- 目的等の通知方法
  本人の同意取得
- 開示、訂正
  第三者提供の方法
- 健康情報の引継ぎ
  （事業継承・組織変更）

手引きのリンク先は
こちら

ハラスメント防止対策

14次防にも取組事項として一部記載あり！

様々なハラスメントが
メンタルヘルスに与える影響
について考えてみましょう

ストレスチェック調査項目より抜粋

・職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる

・私の部署内で意見のくい違いがある

・私の職場の雰囲気は友好的である

・次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？
（上司、同僚、その他）

・あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらい聞いてくれますか？
（上司、同僚、その他）

３．転倒災害の予防について

転倒災害（業務中の転倒による重症、休業4日以上）の発生状況1

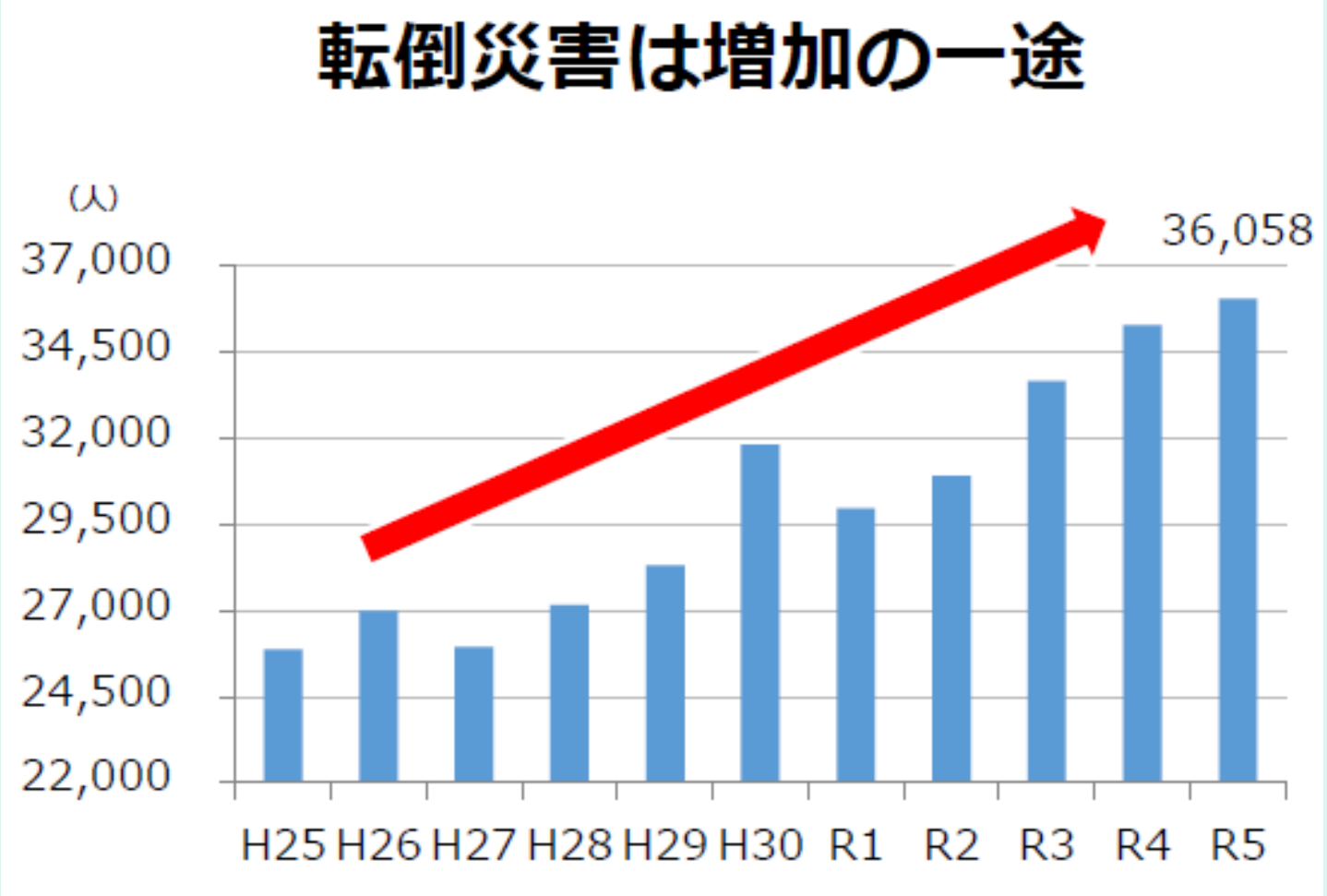

転倒災害（業務中の転倒による重症、休業4日以上）の発生状況2

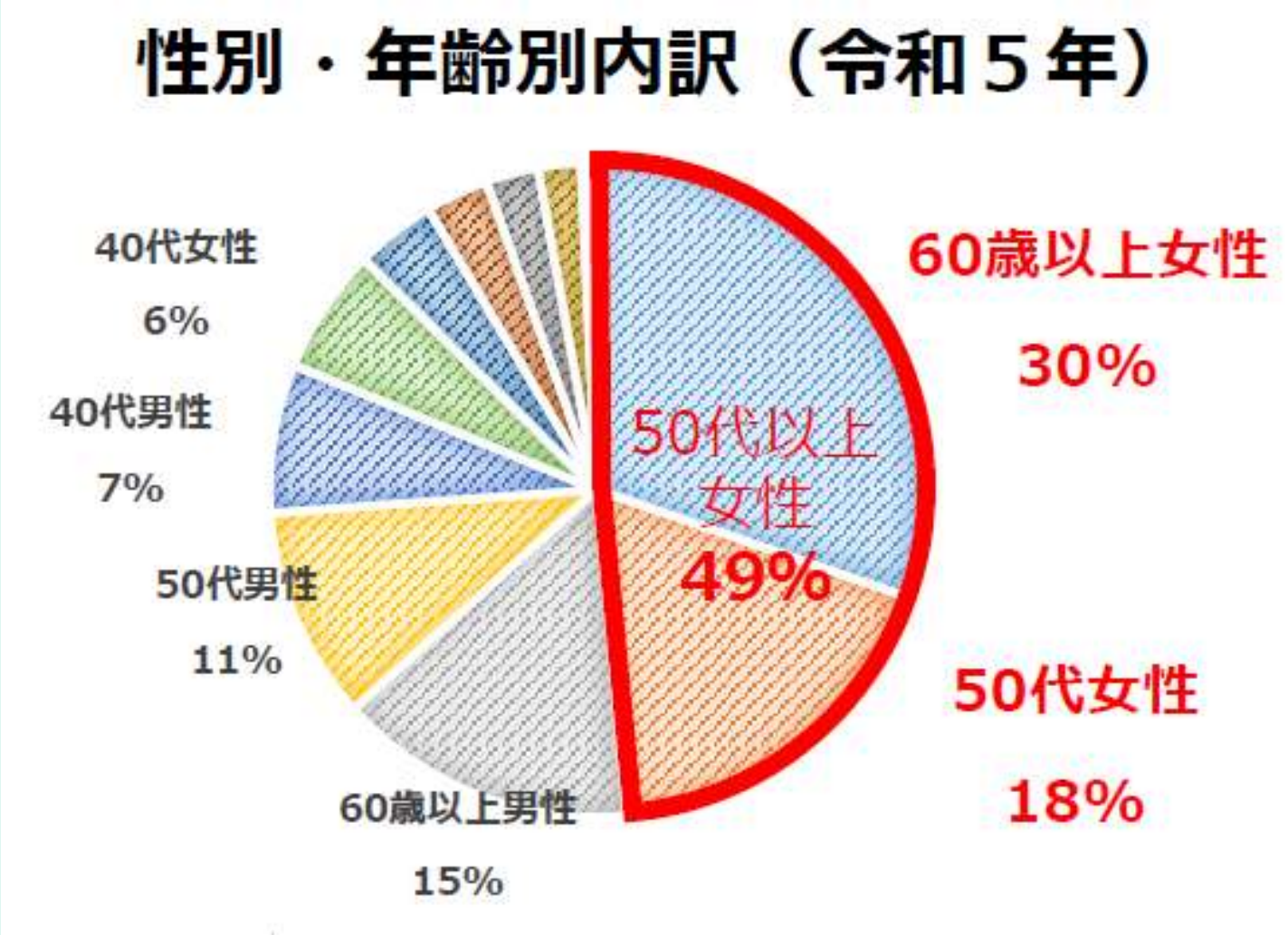

転倒災害（業務中の転倒による重症、休業4日以上）の発生状況3

転倒による怪我の態様

令和3年時点

- **骨折（約70%）**
- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸　など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

47日 ⇒ **48．5日（令和5年）**

転倒災害（業務中の転倒による重症、休業4日以上）の発生状況4

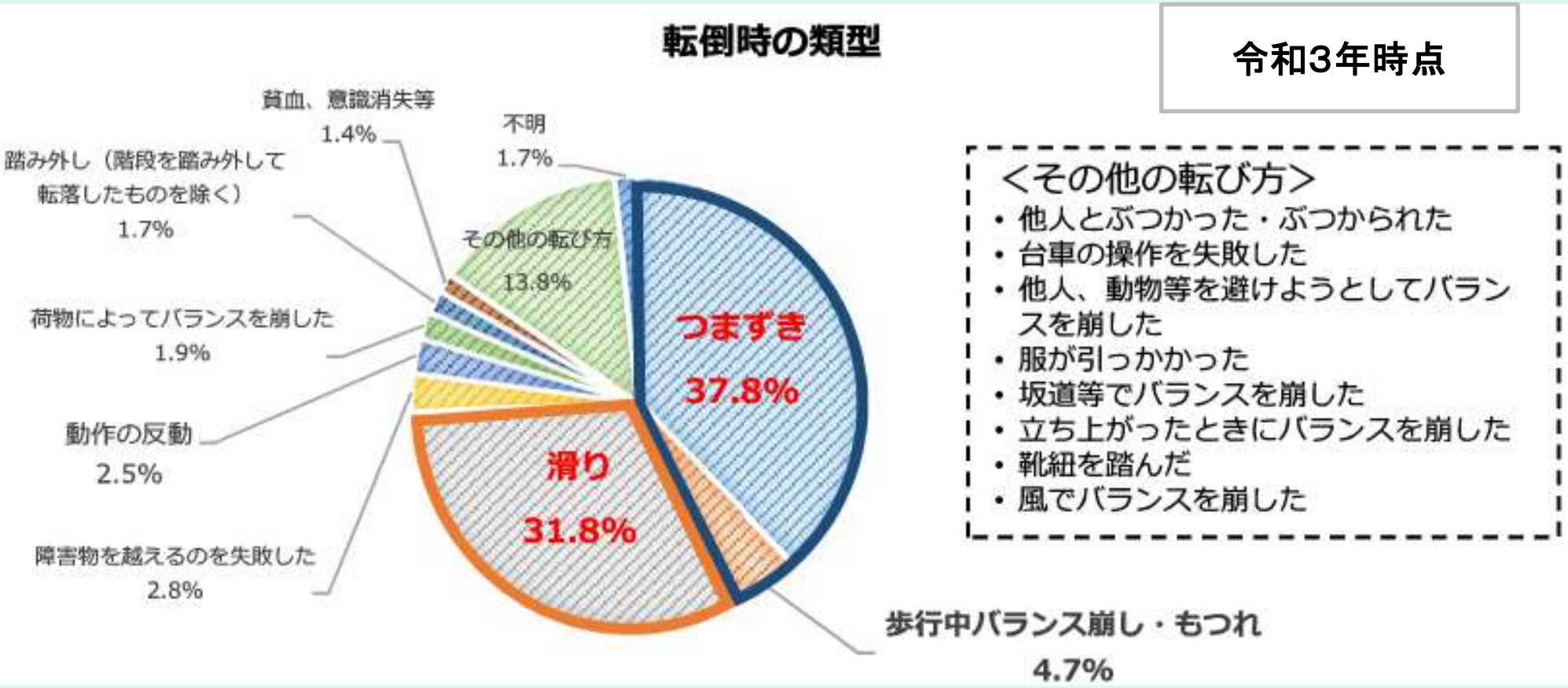

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

□ (なし)

何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（27%）

➢**転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入**（★）

職場３分
エクササイズ

中央労働災害
防止協会
転倒予防セミナー

□

作業場・通路に放置された物につまずいて転倒（16%）

➢バックヤード等も含めた**整理、整頓**（物を置く場所の指定）**の徹底**

□

通路等の凹凸につまずいて転倒（10%）

➢敷地内（特に従業員用通路）の**凹凸、陥没穴等**（ごくわずかなものでも危険）を確認し、**解消**

□

作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒（８%）

➢**適切な通路の設定**

➢**敷地内駐車場の車止めの「見える化」**

□

作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒（８%）

➢**設備、什器等の角の「見える化」**

Before

After

□

作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒（7%）

※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い

➢転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

凍結した通路等で滑って転倒（25%）

➢**従業員用通路の除雪・融雪。**凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）

作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒（19%）

➢**水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。**

（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）

水場（食品加工場等）で滑って転倒（16%）

➢滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）

➢**防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）**

➢**隣接エリアまで濡れないよう処置**

雨で濡れた通路等で滑って転倒（15%）

➢雨天時に**滑りやすい敷地内の場所を確認**し、防滑処置等の対策を行う

（★）については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は
「エイジフレンドリー補助金」（補助率１/２、上限100万円）を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

エイジフレンドリー補助金

中小規模事業場
安全衛生サポート事業

4. 腰痛災害の防止について

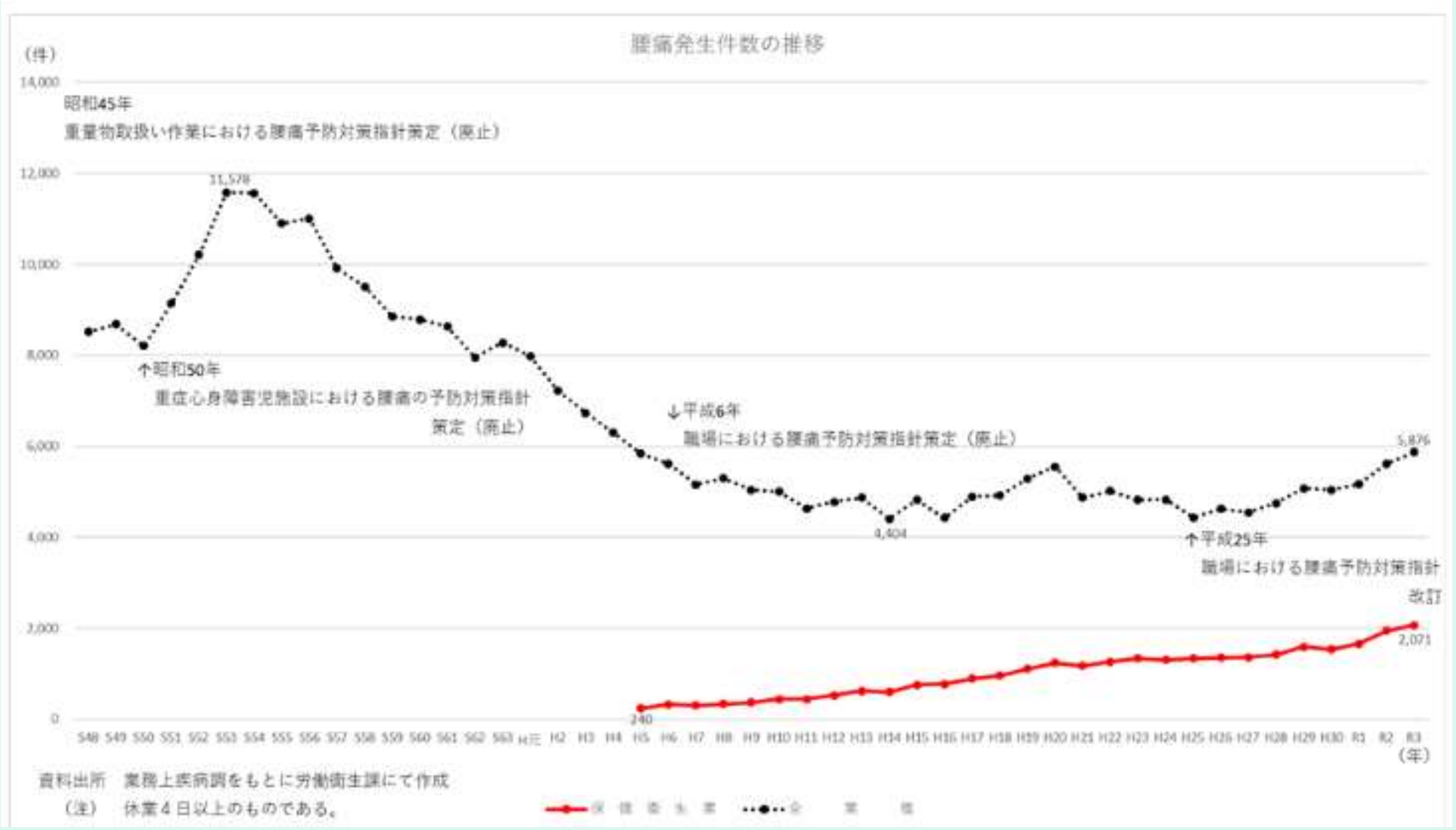

職場における腰痛予防対策指針

- リスクアセスメントおよびリスク低減対策の実施
- 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育の実施
- 介護・看護作業や陸上貨物運送事業における作業者の身体の負担軽減のための自動化や省力化

→陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインの改正（R5.3）

→腰痛を防ぐ職場の事例集の公開（R5.4 など)

指針の内容を抜粋

① 満18歳以上の男子労働者が人力のみにより取り扱う重量は体重の概ね40%以下
※ １８歳未満の男性の場合、断続作業では３０ｋｇ、継続作業では２０ｋｇが上限（年少則第７条）

② 満18歳以上の女子が取り扱う重量は男子労働者の60%位まで
※ １８歳未満の女性の場合、断続作業では２５ｋｇ、継続作業では１５ｋｇが上限（年少則第７条）
※ 妊娠中の場合、１８歳以上でも断続作業では３０ｋｇ、継続作業では２０ｋｇが上限（女性則第２条）

③ 立ち作業を行う場合には、概ね１時間につき、１～２回 程度小休止・休息

④ 作業台の高さは肘の曲げ角度が90度になる高さとする。

⑤ 床面が硬い場合は、立っているだけでも腰部への衝撃が大きいので、クッション性のある靴やマットを利用する。

⑥ 椅子に深く腰を掛けて、背もたれで体幹を支え、履物の足裏全体が床に接する姿勢を基本とする

高年齢労働者の安全と健康確保のために

加齢による影響

20～24歳ないし最高期を基準としてみた55歳～59歳年齢者の各機能水準の相対関係（%）

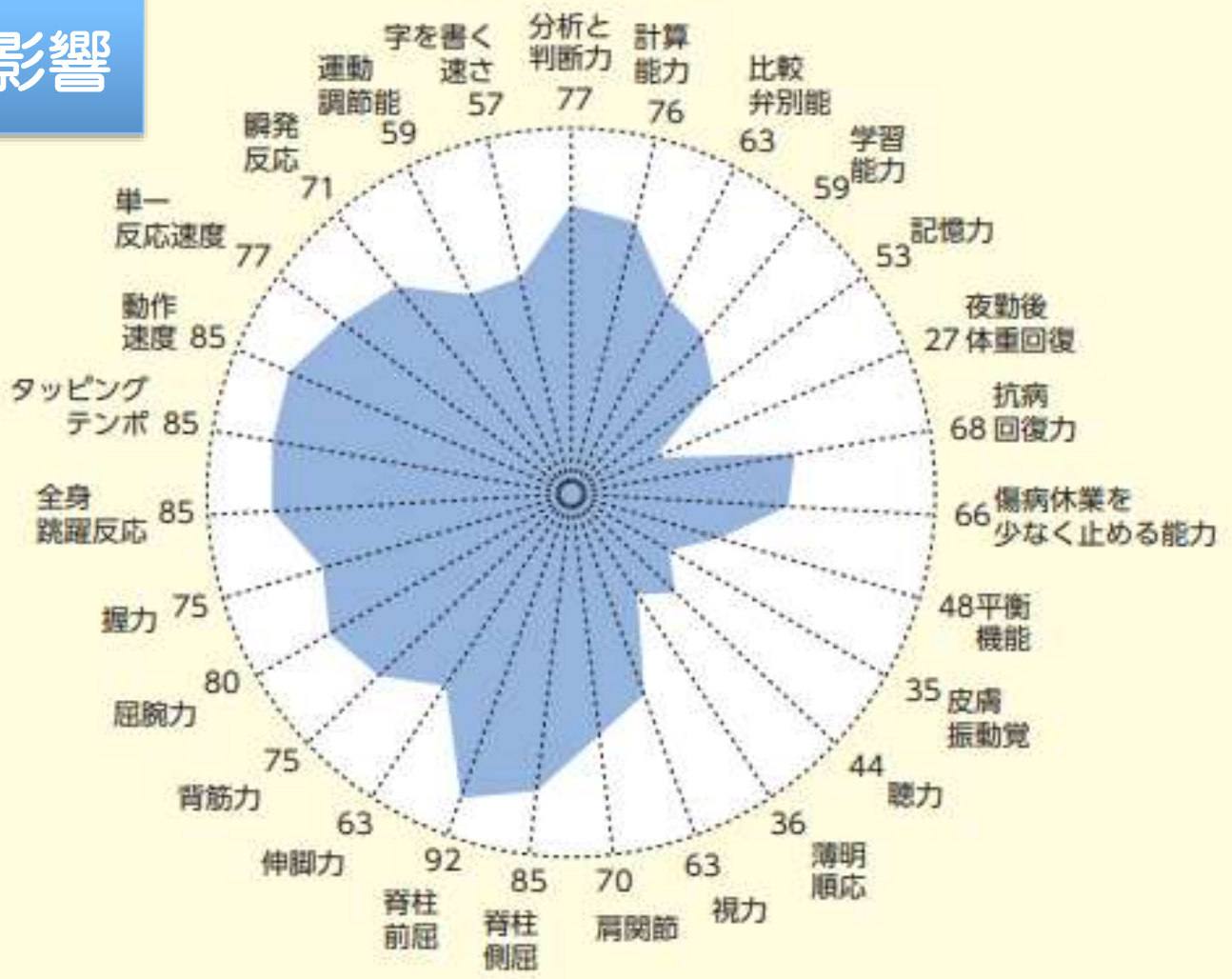

（斉藤一、遠藤幸男：高齢者の労働能力（労働科学叢書53）労働科学研究所1980 より）

人口と労働力の推移について

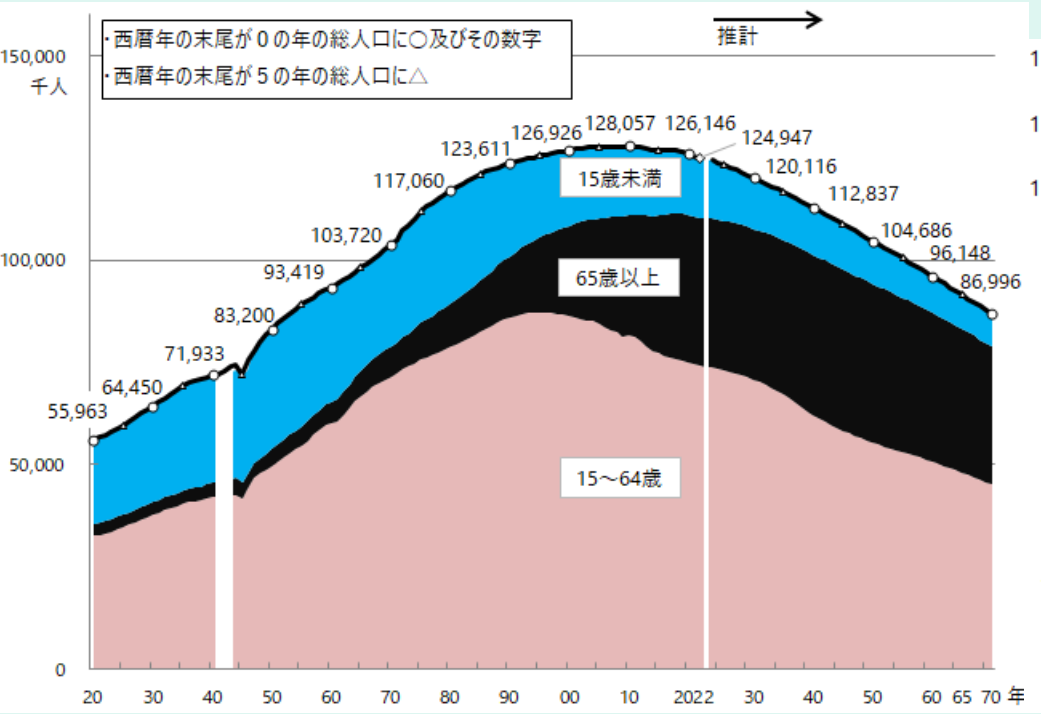

図1　毎年10月1日現在の人口推計

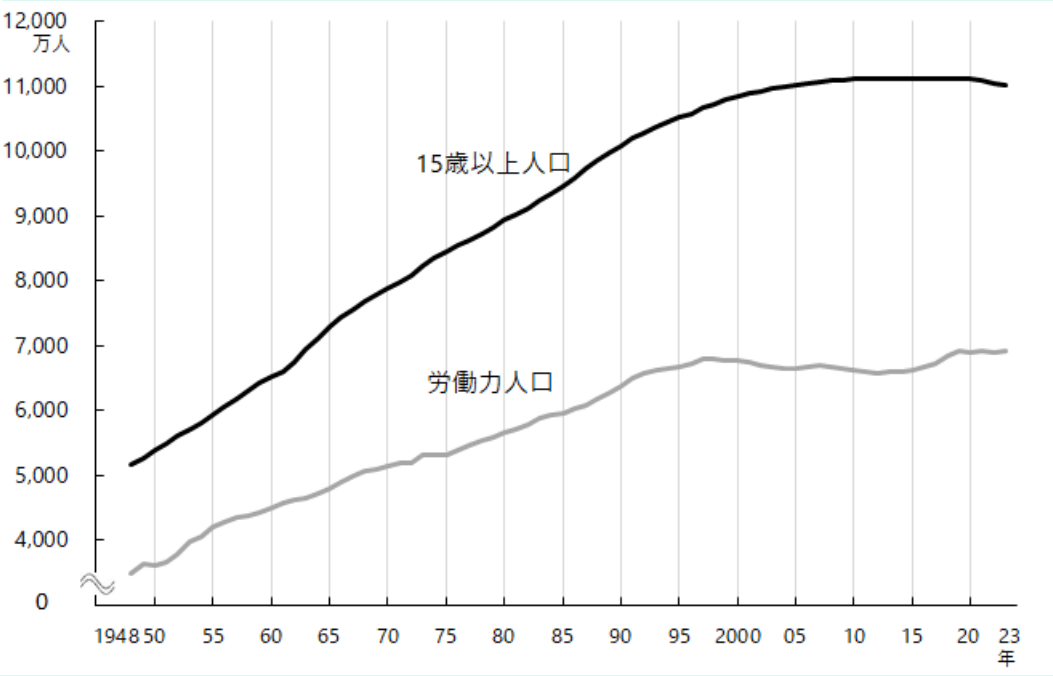

図2　毎年平均の労働力人口

資料出所
独立行政法人労働政策研究・研修機構 「グラフでみる長期労働統計」
総務省統計局「人口推計」「労働力調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

高年齢労働者の安全と健康確保のために

- 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- 作業環境の改善、作業内容の見直し
- 雇入時健康診断や定期健康診断の確実な実施と、労働者の気づきを促すための体力チェックの活用
- 高年齢労働者に該当しはじめる前から身体機能低下防止に取り組む

エイジフレンドリー対策の拡充

令和6年度から！

エイジフレンドリー補助金に新コースの追加

〇転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース

〇コラボヘルスコース

SAFEコンソーシアムAWARDSに

エイジフレンドリー部門を追加

５．化学物質による健康障害防止対策

- 化学物質による休業４日以上の労働災害は450件程度で推移
- そのうち特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが　全体の8割

従来特別規則の対象となっていないすべての危険・有害な物質への対策を強化

①労働者の化学物質の危険性・有害性への理解を高める

②事業者がリスクアセスメントに基づき自律的な管理を行う

＜現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）＞

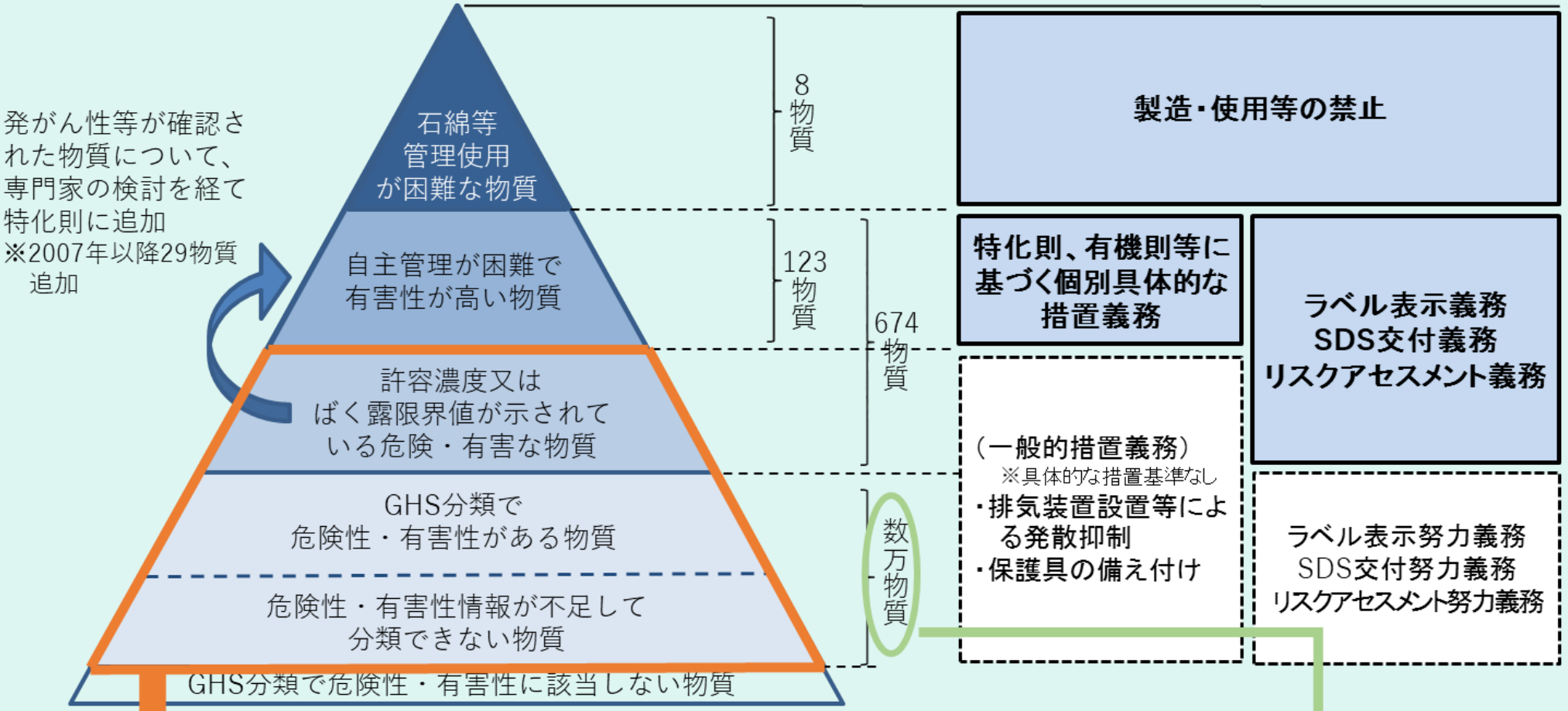

＜見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）＞

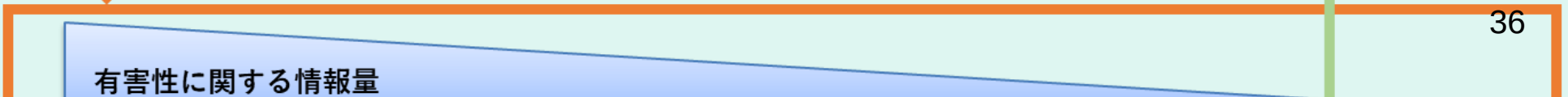

＜見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）＞

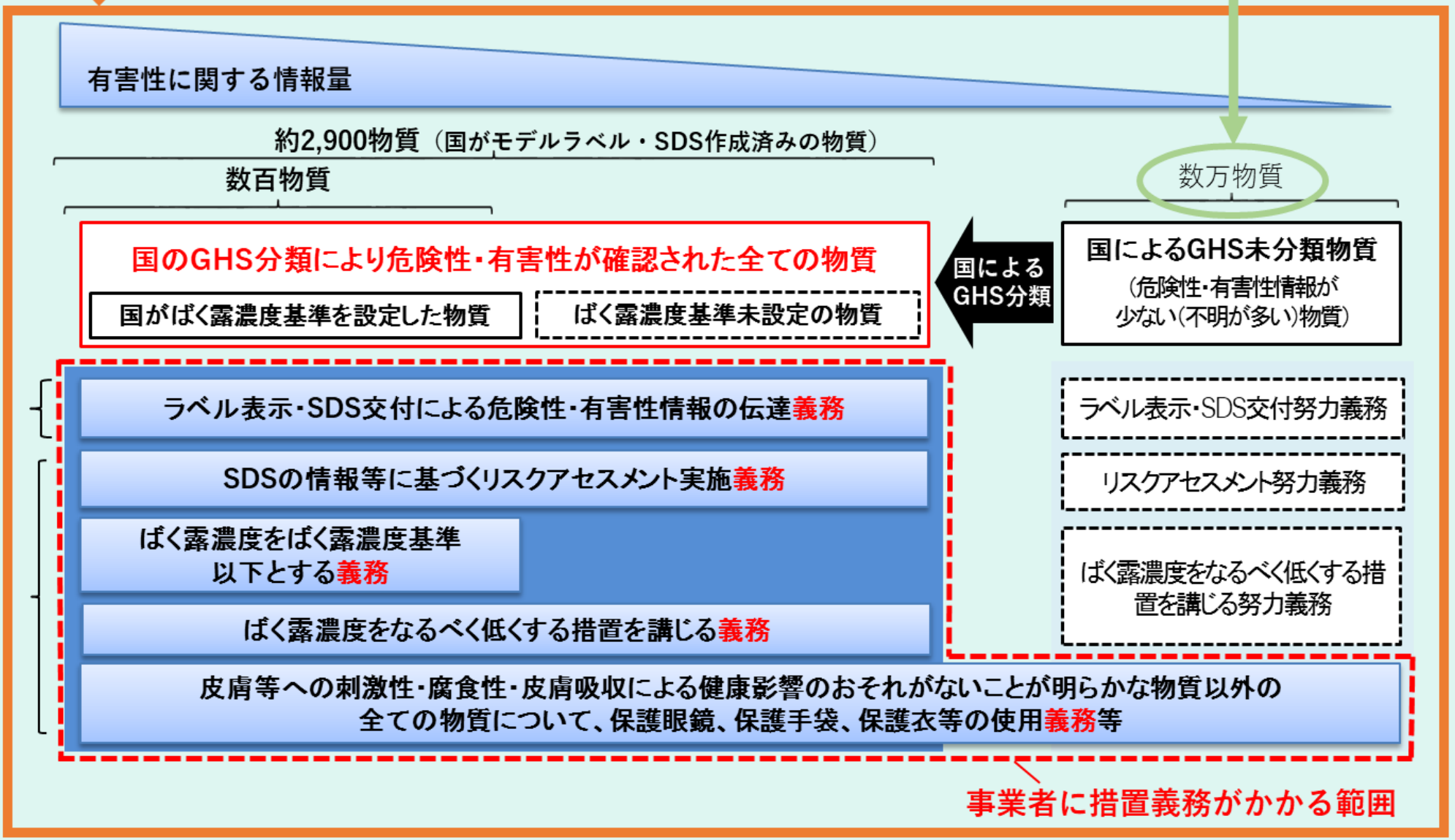

ラベル

GHS：化学品の分類および表示に関する世界調和システム.

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」

（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals：GHS）

絵表示の意味

GHSのシンボルと名称

GHSのシンボルと名称

炎	円上の炎	爆弾の爆発
炎	円上の炎	爆弾の爆発
腐食性	**ガスボンベ**	**どくろ**
腐食性	ガスボンベ	どくろ
感嘆符	**環境**	**健康有害性**
感嘆符	環境	健康有害性

絵表示の意味

危険有害性を表す絵表示

（菱形枠は赤色、中のシンボルは黒色が用いられる。危険有害性の種類、区分によって使用される絵表示が多少異なるので詳細はGHS文書を参照のこと）

絵表示				
概要	火薬類 自己反応性化学品 有機過酸化物	可燃性・引火性ガス 可燃性・引火性エアゾール 引火性液体、可燃性固体 自己反応性化学品 自然発火性液体、自然発火性固体、自己発熱性化学品、水反応可燃性化学品、有機過酸化物	支燃性・酸化性ガス 酸化性液体 酸化性固体	高圧ガス

物理化学的危険性

以上は、物理化学的危険性。

絵表示					
概要	急性毒性（区分4）、皮膚腐食性・刺激性（区分2）、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性（区分2A）、皮膚感作性、特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）（区分3）	急性毒性（区分1～3）	**金属腐食性物質** 皮膚腐食性・刺激性（区分1C）、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性（区分1） **※太字は物理化学的危険性**	呼吸器感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）（区分1～2）、特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）、吸引性呼吸器有害性	水性環境有害性

健康及び環境有害性

以上は、健康および環境有害性。

絵表示の意味

急性毒性（経口）の区分と該当するラベル情報

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5
LD_{50} (mg/kg) （判定基準）	5以下	50以下	300以下	2,000以下	5,000以下
絵表示					なし
注意喚起語	危険	危険	危険	警告	警告
危険有害性情報	飲み込むと生命に危険	飲み込むと生命に危険	飲み込むと 有毒	飲み込むと 有害	飲み込むと 有害のおそれ

SDS

GHSモデルラベルの作例

メタノール　　CAS No. 67-56-1
Methanol　　UN No. 1230
成分：メタノール 100%　　内容量：OOOg

危険

危険有害性情報：
- 引火性の高い液体及び蒸気
- 飲み込むと有害のおそれ（経口）
- 強い眼刺激
- 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
- 中枢神経系、視覚器、全身毒性の障害
- 眠気及びめまいのおそれ
- 呼吸器への刺激のおそれ
- 長期又は反復ばく露による中枢神経系、視覚器の障害

注意書き：
【安全対策】
- すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- 使用前に取扱説明書を入手すること。
- この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。
- 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。静電気放電や火花による引火を防止すること。
- 個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。
- 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
- 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
- ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと
- 取扱い後はよく手を洗うこと。

【救急処置】
- 火災の場合には適切な消火方法をとること。
- 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。
- 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。
- 皮膚（又は毛髪）に付着した場合、直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。
- ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。
- 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
- 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

【保管】
- 容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。

【廃棄】
- 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

医薬用外劇物　火気厳禁　第四類　引火性液体　アルコール類　水溶性液体　危険等級II

OOOO株式会社　〒000-0000　東京都△△区△△町△丁目△△番地
Tel. 03-1234-5678　Fax. 03-1234-5678

SAMPLE

- 絵表示
- 危険有害性情報
- 安全対策
- 応急処理
- 保管・廃棄

リスクアセスメント

◆「Ｒｉｓｋ」･･･ 危険性(･有害性)
◆「Ａｓｓｅｓｓｍｅｎｔ」･･･ 評価・査定

「リスク･アセスメント(Risk･Assessment)」とは、「危険性(･有害性)を評価(事前評価)する。」ということです。

≪法律≫
◆ 安衛法 第28条の２（安衛則第24条の11）
◆ 安衛法 第57条の３（化学物質関係･※H28.6.1より施行）

≪指針≫
◆「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（H18.3.31公示）
◆「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（H27.9.18公示）

リスクアセスメントを行うための各種支援ツールを公開中！

＜リスク評価用＞
・厚生労働省版コントロール・バンディング
・作業別モデル対策シート
・CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）

＜リスク評価に基づく対策・記録＞
・リスクアセスメント選択の手順（参考）
・リスクアセスメント実施レポート（結果記入シート）

職場の化学物質管理の道しるべ
「ケミガイド」「ケミサポ」のご案内

今回の労働安全衛生法令の改正で、リスクアセスメント対象物質が、危険有害性が確認されている物質全て※に拡大されるのに伴い、厚生労働省では、化学物質管理をサポートするポータルサイト「ケミガイド」を公開しております。

このサイトでは、化学物質の管理や災害事例を中心に紹介をしていますので、是非ご利用ください。

※ 令和6年度現在対象となっている約900物質から順次拡大し、令和8年4月に約2300物質となり、その後も危険有害性が確認された物質を追加していきます。

「ケミガイド」

厚生労働省 ケミガイド

化学物質管理について「自分の職場にも関係するかも！？」と思った方には、より詳しく紹介しているサイトとして「ケミサポ」がございます。

「ケミサポ」では、法律に従って自分たちで自律的に化学物質の管理を進める手順を、詳しく説明していますので、こちらも併せてご利用ください。

「ケミサポ」

労働安全衛生総合研究所 ケミサポ

事業者のみなさまへ

厚生労働省委託事業 厚生労働省

労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の 無料相談窓口のご案内

ラベル・ＳＤＳ・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

◆労働安全衛生法の関係政省令改正の主な概要◆

- ✓ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ✓ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ✓ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務
- ✓ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1：濃度基準値設定物質が対象　※2：※1以外のリスクアセスメント対象物が対象

- 新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいですか
- ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか
- ラベルやSDSの内容が分からないのですが
- 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか
- 「CREATE-SIMPLE」の使い方を教えてください
- 化学物質管理に役立つ情報はどこで分かりますか

☎ **050－5577－4862**

テクノヒルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。 テクノヒル　相談窓口　検索 と検索ください。

受付時間　月～金 10:00～17:00（12:00～13:00を除く）
※土日祝日、国民の休日、年末年始を除く

*相談は無料ですが、通話料がかかります。
*相談窓口開設期間は令和6年4月1日～令和7年3月18日までとなります。
*メールでのお問い合わせについて、内容に応じて電話でのご回答になる場合がございますのでご了承ください。

令和６年度 厚生労働省「化学物質管理に係る相談を通じた周知事業」
【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

https://technohill.co.jp/

職場で扱っている製品の ラベル表示を確認しましょう。

「ラベルでアクション」

GHSマーク（絵表示）があったら、SDSの確認とリスクアセスメントの実施につなげましょう

（製品の名称）　△△△製品　○○○○

（絵表示）　（注意喚起語）　危険

（危険有害性情報）
・引火性液体及び蒸気　・吸入すると有毒

（注意書き）　取扱い注意　（供給者の特定）
・火気厳禁　・防爆構造の器具を用いる

労働安全衛生法に関する化学物質管理の無料相談窓口を開設し、ラベル、SDS、リスクアセスメントなどのご質問にお答えしています。

また、職場の安全サイトでは、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施していただくための情報を提供していますので、是非ご活用ください。

６．石綿による健康障害予防対策

現状

- 職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約 1,000 人
- 石綿含有建材を用いて建設された建築物の解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる

法改正の契機

- 解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見された。

石綿障害予防規則の改正について

2020年
10月
施行

- ケイ酸カルシウム板第１種を切断等する場合の措置の新設
- 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）

2021年
4月
施行

- 事前調査方法の明確化
- 分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- 事前調査及び分析調査結果の記録等
- 計画届の対象拡大
- 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化
- 仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設
- 労働者ごとの作業の記録項目の追加
- 作業実施状況の写真等による記録の義務化
- 作業実施状況の写真等による記録の義務化

2022年
10→4月施行

解体・改修工事に係る事前調査結果等の報告制度の新設

2023年
10月施行

事前調査・分析調査を行う者の要件新設

工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設等 ①

解体作業等における事前の措置

情報提供・事前調査結果を踏まえた費用等の配慮
（発注者・注文者）
（８条、９条）

事前調査
・資格者※による調査
⇒今回の改正事項
（３条、４条の２（**結果報告**））
作業計画
（４条）

労働基準監督署への
事前の届出
（安衛法88条、安衛則86、90条）

建築物等の解体作業等における措置

○発生源対策
・湿潤化
（１３条）

○ばく露防止対策
・呼吸用保護具
・保護衣
（１４条等）

○隔離
負圧あり：（６条）
負圧なし：（６条の２、６条の３）

○立入禁止
（7条）

○管理
・石綿作業主任者
（１９条、２０条）
・特別教育
（２７条）
・付着物の除去
（３２条の２）
・飲食喫煙の禁止
（３３条）
・掲示
（３４条）
・作業の記録
（３５条、３５条の２）
・保護具等の管理
（４６条）

○健康診断　（４０条）

※現時点では、建築物及び船舶に係る事前調査のみに、資格者による調査の実施が義務付けられている（Ｒ５年10月施行）

工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設等 ②

事前調査を行う者の要件の新設（省令改正事項）

■　建築物、船舶に対する石綿事前調査に加え、**工作物に関する石綿事前調査についても、石綿を含有するおそれの高い工作物等の解体・改修工事を開始する前の石綿使用の有無に関する調査（以下「事前調査」）を行う者は、一定の講習を修了した者又はそれと同等以上の知識・経験を有する者※1でなければならないこと**とする。

※１　厚生労働大臣が定める者として、別途告示で定める予定

■　工作物の事前調査者の資格要件を設ける対象としては、

①　**特定工作物※2の解体等の作業**

②　特定工作物**以外**の工作物の解体等の作業のうち、**石綿にばく露するおそれが比較的高い作業**（**塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料**※3の除去等の作業）

とする。

※２　令和２年厚生労働省告示第278 号に掲げる工作物（石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物）

※３　塗料、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤）

■　資格者による事前調査が義務付けられる施行日までに必要な人数の調査者の養成育成が可能となるよう、速やかに法令を公布するとともに、公布後**少なくとも２年から２年半程度**の準備期間を確保する。

2026.1.1施行

工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設等 ③

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物告示（令和２年厚生労働省告示第278号）に掲げる工作物 **（石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物）**	**【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】** ○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備） ○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備） ○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く 【注】　建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。	新設する**工作物石綿事前調査者**（仮称）
	【建築物一体設備等】 煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）、**観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）※１** 【注】建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は建築物の一部 **※１　新たに特定工作物として指定予定**	新設する**工作物石綿事前調査者**（仮称）、**一般建築物石綿含有建材調査者**又は**特定建築物石綿含有建材調査者**
その他の工作物	**【上記以外の工作物】** 建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。 （エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等） 【注】資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。	**塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業※２**に係る事前調査については、新設する**工作物石綿事前調査者**（仮称）、**一般建築物石綿含有建材調査者**又は**特定建築物石綿含有建材調査者**

※２　塗料の剥離、補修されたコンクリートやモルタルを使用した基礎の解体等を行う場合

工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設等 ④

特定工作物の見直し （告示改正事項）

■　事前調査結果等を労働基準監督署に報告しなければならない特定工作物に、「**観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）**」を追加する。

（現行の特定工作物告示に掲げる工作物）①反応槽、②加熱炉、③ボイラー及び圧力容器、④配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）、⑤焼却設備、⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）、⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、⑨変電設備、⑩配電設備、　⑪送電設備（ケーブルを含む。）、⑫トンネルの天井板、⑬プラットホームの上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

講習内容等及び実施体制 （告示改正事項）

■　工作物石綿事前調査者（仮称）講習について、その講習内容、受講資格、講師要件等を定める。
■　講習の品質管理のため、建築物石綿含有建材調査者講習と同様、**登録講習機関**による講習とするため、登録要件等を定める。

その他

■　資格者による事前調査が義務付けられる日を待たず、養成された資格者による事前調査が適切に実施されるよう、関係団体に働きかける。
■　資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。
■　講習修了者の能力向上等が課題となることから、登録講習機関による協議会等を設置し、講習修了者への支援等の在り方について検討する。

工作物石綿事前調査者講習のカリキュラム

科　目	内　容	時　間
工作物石綿事前調査に関する基礎知識1	労働安全衛生法その他関係法令、工作物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る工作物石綿事前調査の基礎知識に関する事項	一時間
工作物石綿事前調査に関する基礎知識2	大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の工作物石綿事前調査全般にわたる基礎知識に関する事項	一時間
石綿使用に係る工作物図面調査	工作物一般、工作物と防火材料、石綿含有建材、工作物の図面その他の工作物石綿事前調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項	四時間
現場調査の実際と留意点	調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、工作物で使用される材料中の石綿分析その他の現地調査に関する事項	四時間
工作物石綿事前調査報告書の作成	調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の工作物石綿事前調査報告書に関する事項	一時間

7. 熱中症予防対策

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
HOME
職場でおこる熱中症
暑さ指数について
報道発表資料
講習会
事例紹介
e-learning
リンク集
学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!
職場における熱中症予防情報
中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業者向け
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド
働く人の
今すぐ使える
熱中症ガイド
目 次
CLICK

STOP！熱中症
クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年**約20人が亡くなり、**
約８００人が4日以上仕事を休んでいます。

労働災害防止キャラクター
チューイ カン吉

準備 | キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
			重点取組		

キャンペーン実施要項

準備期間（４月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

□	労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
□	**暑さ指数の把握の準備**	**JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検**
□	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
□	設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
□	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
□	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
□	**緊急時の対応の事前確認**	**緊急時の対応を確認し、労働者に周知**
□	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R6.5)

職場の「熱中症」を防ごう！

～夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう～

令和５年の東京労働局管内の熱中症による休業 4 日以上の労働災害は 109 件発生し、うち５件が死亡災害となっています（数値は令和６年１月末日現在）。業種別では、建設業、警備業がそれぞれ 2 割強を占め、陸上貨物運送事業、ビルメンテナンス業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても発生しています。

月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約８割が７月から８月にかけて発生しており、特に梅雨明け直後と夏休み明け時期に多く発生しています。令和４年は記録的な高温となった6月に 23 件（34%）が発生し、令和５年もほぼ半数の 49 件が７月に発生するなど、近年は月別の平均最高気温が高い８月以前に熱中症発生のピークがきています。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。**夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう。**

熱中症による死傷者数の推移（平成29年～令和5年）

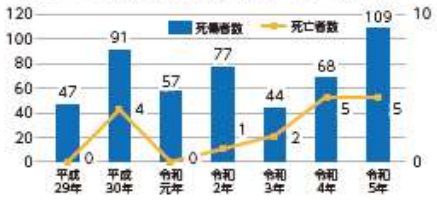

月別の熱中症発生状況（平成30年～令和5年）

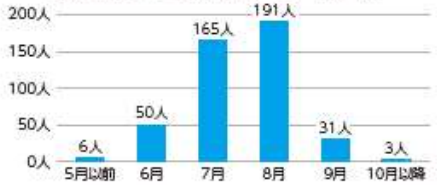

令和５年に発生した熱中症の発生事例【東京】（参考）気温は、東京管区気象台（千代田区北の丸公園）の値です。

発生月時間	業種	発生状況	発生時気温（発生日最高気温）	休業見込日数等
6月 10時	警備業	屋外の工事現場において、ふらついて倒れたもの。日陰で一時間休憩したが、回復しないため救急車を呼び搬送された。3日後死亡。	28.5℃ (30.1℃)	死亡
7月 10時	ビルメンテナンス業	マンション清掃業務中に気分が悪くなり、休憩後、帰宅途中に救急搬送された。	31.4℃ (33.8℃)	約30日
8月 17時	建設業	建設現場において養生、養生撤去、清掃等の業務に従事し、ごみを建物から屋外に運んでいた際に倒れ、病院に搬送されたが、死亡したもの。	31.2℃ (34.5℃)	死亡
9月 11時	飲食店	店舗厨房のエアコンが故障している中、調理を行っていたところ失神したうえに、転倒したため負傷したもの。	32.5℃ (36.1℃)	約30日

熱中症とは　高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害で、症状により次のように分類されます。これらの症状が現れた場合は、熱中症が疑われます。

Ⅰ度	めまい・立ちくらみ、大量の発汗、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）	重症度 小 ▼ 大
Ⅱ度	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下	
Ⅲ度	意識障害、ふらつき、けいれん発作（ひきつけ）、高体温	

Cool Work TOKYO

東京労働局労働基準部健康課　https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00329.html

R6.2

8.「職場の健康診断実施強化月間」

- 中央署管内における定期健康診断全体の有所見者は55.1%と健康リスクは高止まり
- 特に血中脂質や血圧の有所見者の比率が多い

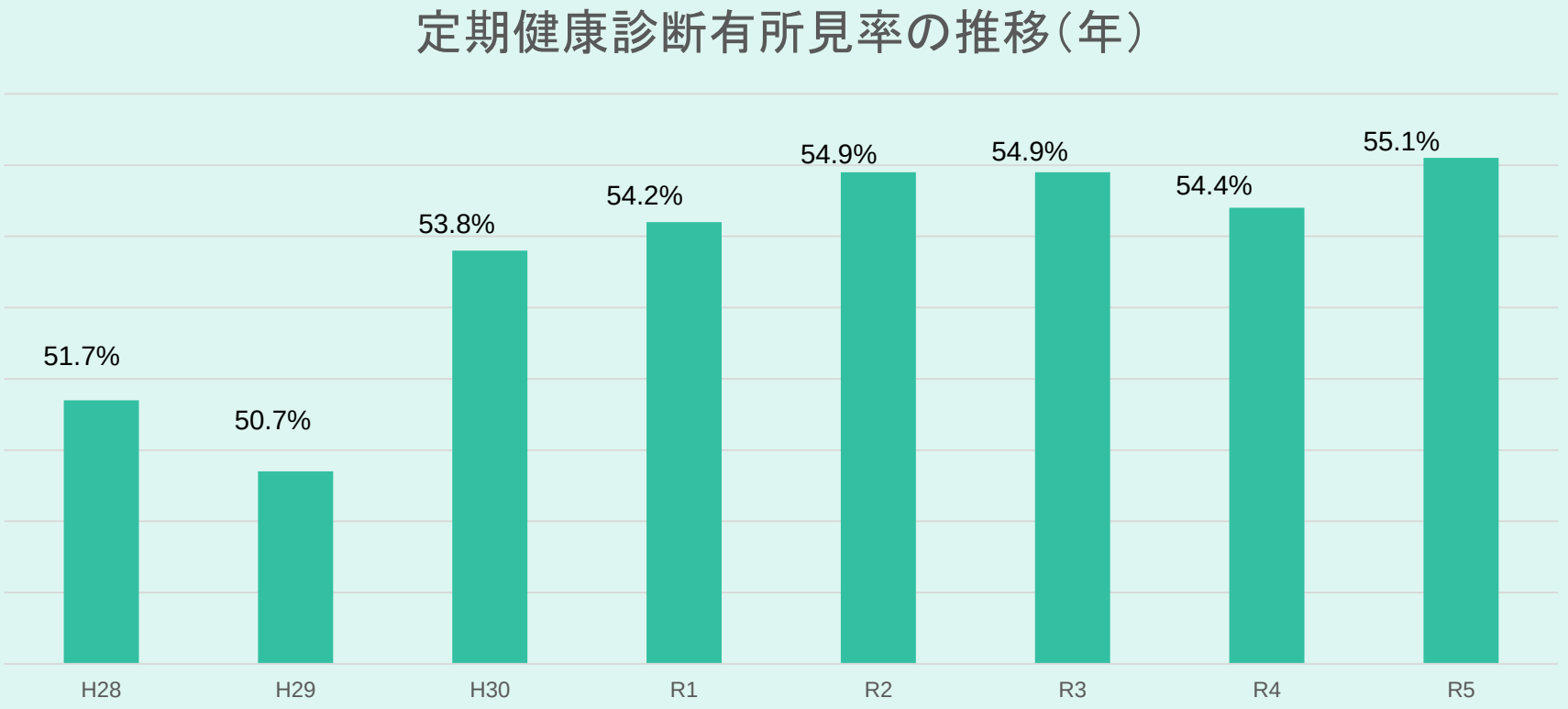

「職場の健康診断実施強化月間」

・平成２５年度より毎年９月を「職場の健康診断実施強化月間」とし、集中的・重点的に啓発を行っている。

・重点事項
① 健康診断および事後措置等の実施の徹底
② 健診結果に基づく必要な労働者に対する保健指導の実施 （努力義務） 等

一般健康診断の実施とその後の流れ

① 定期健康診断の実施
（安衛法第 66 条第 1 項）

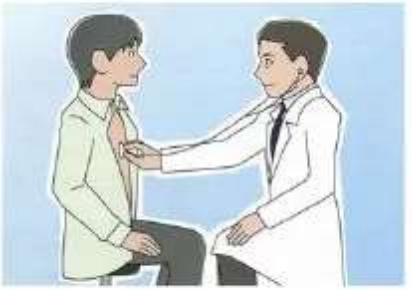

②健康診断結果の受領
異常所見の有無のチェック

所見あり　　所見なし

③健康診断結果の労働者への通知
（安衛法第 66 条の 6）

（所見ありと診断された労働者）

④医師等の意見聴取（安衛法第 66 条の 4）
医師等の意見

- 通常の勤務でよい → 通常勤務
- 勤務を制限する必要がある
- 勤務を休む必要がある → 休業

意見を聴く医師等
・産業医
・産業医の選任義務のない規模 50 人未満の事業場は、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師等（地域産業保健センターの相談窓口の活用）

⑤就業上の措置の決定等（安衛法第 66 条の 5）
医師等の意見を勘案し、必要があるときはその労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮などの措置を講じてください。
また、医師等の意見を踏まえ衛生委員会等への報告を行ってください。

中央署

健康診断状況実施チェックリスト

厚生労働省では、本年９月を「職場の健康診断実施強化月間」として、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底することとしています。
以下の事項についてチェックし、実施できていない事項は改善してください。

◎このチェックリストの記入後は、令和６年１０月２４日（木）までに東京労働局健康課あてに健康課メールアドレス kenkouka-toukyoukyoku@mhlw.go.jp 等にて報告していただくようご協力をお願いいたします。

なお、チェックリストは、東京労働局ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。

法人名・事業場名・事業場所在地		※事業場とは、支店、店舗、工場等の拠点を指します。	事業場の業種	
記入担当者所属部署名・電話番号		（担当者名の記載は不要です。）	事業場の労働者数	男　人　女　人計　人 うち派遣労働者　人 うち外国人労働者　人
ア	定期健康診断を行っていますか。	□1年以内に実施した（右欄は記入不要） 直近の健診実施時期　年　月 □1年以内に行っていない（右欄へ）		□実施予定 （　年　月頃） □実施時期未定
イ	特定業務従事者（深夜業等）に対する健康診断を行っていますか。	□6ヶ月以内に実施した（右欄は記入不要） 直近の健診実施時期　年　月 □6ヶ月以内に行っていない（右欄へ） □該当業務なし（右欄は記入不要）		□実施予定 （　年　月頃） □実施時期未定
ウ	有害業務（有機溶剤・特定化学物質等）従事者に対する特殊健康診断を行っていますか。	□法律で定める期間以内に実施した（右欄は記入不要） 直近の健診実施時期　年　月 □法律で定める期間以内に行っていない（右欄へ） □該当業務なし（右欄は記入不要）		□実施予定 （　年　月頃） □実施時期未定
エ	健康診断の結果の記録を保存していますか。			□保存あり　□保存なし
オ	健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、医師等からの意見聴取を行っていますか。			□行っている □行っていない □該当者なし
カ	健康診断実施後の事後措置（作業の転換、労働時間の短縮など）を行っていますか。			□行っている □行っていない □該当者なし
キ	健康診断の結果、保健指導を実施していますか。（努力義務）			□実施あり　□実施なし
ク	医療保険者から健康診断の記録の写しの提供を求められた際、医療保険者へデータ提供を行っていますか。（「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「健康保険法」における義務のため、第三者提供に係る本人同意は不要です）			□行っている □行っていない 行っていない場合はその理由 □医療保険者からデータ提供を求められたことがない □個人情報保護の観点から第三者に提供してよいか判断がつかなかった □データ提供することに事業場としての利点がない □その他（　）

◎記載内容等についての問合先：東京労働局健康課　TEL 03－3512－1616

健康診断実施状況チェックリスト

令和6年10月24日までに
東京労働局健康課あてに
メールにて報告ください。

お知らせ

フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、**フリーランスの方が安心して働ける環境を整備する**ため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

1 作業を請け負わせる一人親方等
2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者に義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則、
・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石綿障害予防規則
・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者に義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2 に関して定められている以下の4 つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも…

- 足場／局所排気装置等の設置・移転・変更届
  (労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

**電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。**

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- **時間や場所にとらわれずに手続きが可能**
- **スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了**
- **電子署名・電子証明書の添付は不要**

ぜひ電子申請をご利用ください！

厚生労働省労働基準局
広報キャラクター　たしかめたん

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

事業主の皆さまへ

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等による死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※　経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

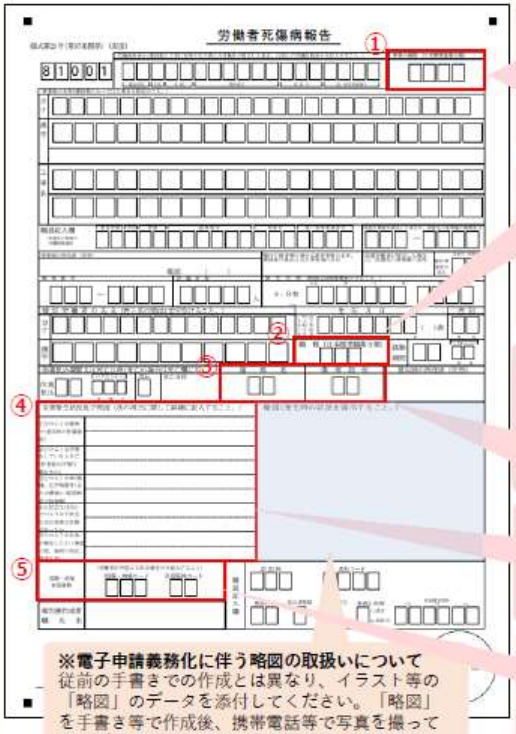

①事業の種類
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
（例）製造業＞食料品製造業＞水産食料品製造業＞水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
（例）生産工程従事者＞製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）＞食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
（例）傷病名：負傷＞切断
傷病部位：頭部＞鼻

④災害発生状況及び原因
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

東京都最低賃金のお知らせ

1,163円 時間額 50円UP

1,163円だワン

さいちん犬

令和6年10月1日から

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。詳しくは、

業務改善助成金コールセンター　☎ 0120-366-440 *
東京働き方改革推進支援センター　☎ 0120-232-865 * までお尋ねください。

生産性向上・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう

○最低賃金に関するお問い合わせは
東京労働局賃金課最低賃金係（☎03-3512-1614 *）
または 最寄りの労働基準監督署へ

* 車内の携帯電話のご利用マナーにご協力下さい。

東京労働局

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

人生100年時代に向けて

「推してます
みんな笑顔の
健康職場」

ご清聴有難うございました